

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直し等に伴う 取引参加者規程施行規則等の一部改正について

目次

(ページ)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 2 |

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項) 第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(8)の2 (略) <u>(8)の3 事業年度の末日の変更があったとき。</u> (9)～(27) (略) (当取引所が定める水準) 第14条の3 規程第35条第2項 <u>第3号</u> に規定する当取引所が定める水準は、あらかじめ当取引所が定めるものとする。	(報告事項) 第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(8)の2 (略) (新設) (9)～(27) (略) (当取引所が定める水準) 第14条の3 規程第35条第2項 <u>第2号の2</u> に規定する当取引所が定める水準は、あらかじめ当取引所が定めるものとする。
付 則 この改正規定は、平成26年11月30日から施行する。	

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者保証金の額) 第4条 取引参加者規程第13条第1項に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 (1) (略) (2) <u>次の a 及び b に掲げる事業年度の区分に従い、当該 a 又は b に定める額</u> <u>a b に掲げる事業年度以外の事業年度 当取引所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加料金のうち取引料及びアクセス料の平均月額の 2か月分の合計額</u> <u>b 新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度 当該取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、当取引所がその都度定める額。ただし、当取引所は、取引資格を付与した後、当該取引参加者の取引の実態に照らして、取引参加者保証金の額が明らかに不十分であると認められるときは、これを変更することができる。</u>	(取引参加者保証金の額) 第4条 取引参加者規程第13条第1項に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 (1) (略) (2) <u>当取引所の直前の事業年度における当該取引参加者の取引参加料金のうち取引料及びアクセス料の平均月額（新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する事業年度においては、各取引参加者の取引料及びアクセス料の平均月額）の 2か月分の合計額</u>
2 (略)	2 (略)
3 <u>当取引所は、取引参加者が他の取引参加者との間で合併、分割による事業の承継又は事業の譲受け等を行い、これにより当該他の取引参加者が取引資格を喪失することとなる場合には、当該他の取引参加者の取引実績を勘案のうえ、取引参加者保証金の額を変更することができる。</u>	(新設)
4 (略)	3 (略)
付 則	

この改正規定は、平成26年11月30日から
施行する。